

○旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十一号）
 ※平成二十五年八月二十三日公布
 ※新旧は「車両運行中の運行管理体制の強化」に関する部分を抜粋

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（過労防止等） 第二十一条（略） 2～6（略） 7 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行中疾病、疲労その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。</p> <p>（運行に関する状況の把握のための体制の整備） 第二十一条の二 旅客自動車運送事業者は、第二十条、前条第七項その他の輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるよう、事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備しなければならない。</p> <p>（運行管理者の業務） 第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一～五（略） 五の二 第二十一条第七項の場合において、同項の措置を講ずること。 六～二十（略） 2・3（略）</p>	<p>（過労防止等） 第二十一条（略） 2～6（略） （新規） （新規） （新規） （運行管理者の業務） 第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一～五（略） （新規） 六～二十（略） 2・3（略）</p>

<p>(運転者)</p> <p>第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>二 疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>三 事業用自動車の運行中疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>四 十 (略)</p> <p>2 10</p>	<p>(運転者)</p> <p>第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>二 疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>三 事業用自動車の運行中疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>四 十 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>2 10</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、(略)。

(経過措置)

2 (略)

※(略)としたのは、「運輸安全マネジメントに係る義務付け対象拡大」に関する部分であるためである。